ＳＪＮＫグループのみなさんへ

小畑裁判は１０／１（木）に裁判官と双方の弁護団による「進行協議」の予定でしたが、会社側の都合で日程が延期され、１１／２５（水）となりました。
次回の裁判から３人の裁判官による合議制となります。地裁段階での合議制はまれで、この裁判が重要事件に位置づけられたのだと思われます。

櫻田謙悟CEO、株主総会で「退職強要は行なっていない」と明言
しかし…

９月１４日の通達で２つの「退職特別措置」の実施が発表されました。
「ライフプラン支援特別措置」の対象者に対しては、部支店長の『面談』が始まっています。その実態は、「特別措置」の趣旨・内容を説明するための『面談』とはかけ離れたものです。
一度の面談で終了する人もいるようですが、「活躍の場を他に求めることを勧められ」たり、「ここにはあなたにやってもらう仕事はない」「リクルートに話を聞きに行け」など、１時間近くも執拗に面談された人もいます。また、既に２回３回と面談が繰り返されている人もいるとの話も聞こえてきています。
「辞めろ」の言葉はなくても、これは「退職強要」そのものではないでしょうか。

コンプライアンス行動規範で「一切の差別・ハラスメントを行わず、あらゆる局面で人間尊重を基本として行動します」と宣言している言葉を実践してほしいものです。
また、会社は４７００人削減を公表してきましたが、すでに「この目標のめどはたった、現在募集している希望退職はこれとは別枠」であると発言しています。
「グローバル社員はいらない」とも言っており、こんな状況で現在のサービスが維持できるのでしょうか。
東京大学教授・高橋伸夫氏は「その会社にいて、自分の１０年後の未来の姿にある程度の期待も持てないような人が、その会社の１０年先のことを考えて仕事をするわけがない」と述べられています。

今、会社が進めている施策は、従業員やその家族をも不安にさせ、働く意欲を奪うものです。
一人ひとりの従業員を大切にし、その人の能力を最大限に発揮できる労働条件・職場環境の実現の中でこそ、会社を大切に思い、誇りを持って働く意欲が生まれ、会社の発展につながるのではないでしょうか。

小畑さんの職場(損保ジャパン)復帰を実現する会　２０１５年１１月 第１６号
〒541-0045　大阪市中央区道修町 3-3-10 日宝道修町ビル３階　大阪損保革新懇気付　℡06-6232-1095

お気軽にご相談ください
… 秘密は厳守します

不本意な退職強要には、「辞めるつもりはない」とはっきりと断りましょう。
みんな定年まで働き続けるつもりで入社し、家族・子どもの生活設計を立ててきています。
「子供の学費が必要だ」「住宅ローンが残っている」中で、定年前に退職を求められるなど考えていなかったはずです。
会社の一方的な都合で生活と未来を壊されるいわれはありません。

小畑さんの職場(損保ジャパン)復帰を実現する会
〒541-0045
大阪市中央区道修町３丁目 3-10
日宝道修町ビル３F 大阪損保革新懇気付
TEL06-6232-1095

北大阪総合法律事務所　担当　徳井義幸弁護士、谷真介弁護士
〒530-0047
大阪市北区西天満３丁目 14-16 西天満パークビル３号館 10F
TEL06-6365-1132

関西合同法律事務所　担当　杉島幸生弁護士
〒530-0047
大阪市北区西天満４丁目４番 13 号 三共ビル梅新５階
TEL06-6365-8891

自らと家族の生活を守る、「退職強要をはねかえす４カ条」を紹介します。

ボイスレコーダ（スマホやガラケーにも機能があります）を常に持って、
執拗な退職勧奨やあなたの人格を傷つけるような不法不当な行為・発言は記録しておきましょう。

1.ルールにもとづいて堂々と

「私はこの会社に残ります」 ― この一言があなたと家族の生活を守るたしかな力です。
「本人の同意」なしに退職を強要することは出来ません。これが社会のルールです。

2.「イエローカード」で警告を

それでも会社は、「同意」を迫ってくるでしょう。
その時は、「これ以上の説得や面談はやめてください」ときっぱり！

3.「レッドカード」を出しましょう

この“警告”を無視して、「『同意』するまで面談をやる」「応じなければ職場はない」などと迫れば違法です。
「労働基準監督署か弁護士に相談します」とレッドカードをだしましょう。

4.労働法は「不利益扱い」を禁止。

ひとりで悩まずみんなで相談を

そうはいっても、「後でどうなるかが心配だ」と悩んでいる方も多いでしょう。
そんな時のために、労働法には「労働者を守るルール」があります。
悩んでいるのはみんな同じです。職場の仲間と相談しましょう。